

**放課後児童支援員・補助員
を募集します**

2019年度の放課後児童クラブ勤務を希望される方は、ハローワーク紹介状を添えて履歴書をこども未来課へ提出してください。(郵送可)

雇用期間／4月1日(月)～2020年3月31日(火)(継続有)

勤務時間／月曜日～金曜日(13:00から19:00までのうち、5～6時間勤務。年間数時間の研修あり。土曜日、長期休暇等は午前8時からの交代勤務有)

提出期限／2月15日(金)

支援員資格要件／放課後児童支援員、保育士、教員免許等お持ちの方。時給950円

補助員資格要件／不問。時給870円※社会保険、雇用保険有

詳しくは **こども未来課 ☎0954-23-9215**

**関西大学交流事業
『基礎陸上～走り方～教室』開催!**

関西大学体育会陸上競技部から講師をお招きし、全国レベルの技やフォームなど実技をふまえて、「走り方」について丁寧に分かりやすくご指導いただきます。ぜひご参加ください。

日時／3月2日(土) 10:00～

場所／白岩競技場(雨天時:白岩体育館大競技室)

対象／市内の中学生 若干名 ※事前にお申込みください。応募者多数の場合は先着順とさせていただきます。

内容／基礎陸上(走り方)に関する実技講習、質疑応答

参加費／無料

詳しくは **生涯学習課 ☎0954-23-5168**

**介護保険料は納期内に収めましょう**

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しており、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険サービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

以下のような場合には、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の減免制度があります。

《災害等による減免》

- ・震災、風水害、火災などの被害により住宅、家財、又はその他の財産について著しく損害を受けたとき。
- ・死亡や長期間の入院、心身に重大な障害を受けるなどして収入が著しく減少したとき。
- ・事業または業務の休廃止、著しい損失、失業、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

《低所得者減免》(※生活保護受給者は対象になりません)

- ・保険料段階が1～3段階に該当する方で、下記①～③のすべてに当てはまる場合に適用されます。

①収入が次のいずれかに該当する。

(A) 保険料段階が1段階で、本人の収入額が42万円(他の世帯員1人につき18万円ずつ加算)以下。

(B) 保険料段階が2・3段階で、本人の収入額が84万円(他の世帯員1人につき36万円ずつ加算)以下。

②住民税課税者に扶養されておらず、生計を共にしていない。

③資産等を活用しても、なお生活が困窮している状態にある。

※災害等の特別な事情がないのに保険料を納めないでいると介護サービス利用時に、次のような措置がとられます。

- ・費用がいったん全額利用者負担になる
- ・負担割合が引き上げられる
- ・高額介護サービス費が受けられなくなる等

詳しくは **健康課 ☎0954-23-9135**

介護保険事務所 業務係 ☎0954-69-8223

有料広告

**まごころ****心温まる家族葬**

ご家族と親しい方たちだけでゆっくりと過ごして頂けます。

お気軽にお問い合わせください。

☎0954-45-5181

有料広告

**保険のご相談は私たちにお任せ下さい。**

相談できる・納得できる・安心できる

株式会社マックス**☎0120-928-326**

佐賀県武雄市武雄町大字昭和133

保険相談佐賀.jp

検索

